

ありだデジタル共創プロジェクト推進事業業務委託仕様書

1. 目的

当市においては有田市 DX 推進計画を策定し、地域課題解決に向けて有田市スマートシティ推進協議会と協定を締結し取り組んでいる。

今般、当市の地域課題に対し、地元事業者又は団体が I T 事業者等と連携し、かつデジタル技術やデータの利活用によりサービスを実装する先進事例を創出し、地域内での横展開を促進することで、地域資源を活かした付加価値の創出を促進する。これにより、域外事業者との協働を通じた関係人口を創出し、地域との多様な関わりを生み出すとともに、地域内で生まれたデジタルサービスが域内で利用・循環する経済モデルの形成を目指す。地域が主体となって価値を生み出し、内外の連携により成長し続ける地方の実現を将来像とする。

2. 業務の概要

① 業務名

令和 8 年度ありだデジタル共創プロジェクト推進事業業務

② 委託期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3. 業務内容

デジタル技術を活用して本市が優先的に取り組むべきテーマ及び課題（詳細は別紙 1 のとおり）の解決につながる取組について、市内に本店又は営業所を有する事業者・団体（デジタルサービス運営事業者）と連携し、実証及び実装事業として実施すること。実施にあたっては、あらかじめ実施期間終了後 3 年間の K P I を設定すること。具体的な実施事項及び留意点は以下のとおりとする。

① 実施事項

(1) プロジェクト実施計画書の作成

企画提案書をベースとして、市と協議の上、作成すること。

(2) デジタル技術を活用した実証及び実装事業の実施

市内をフィールドとして実証及び実装事業（システムやデジタルサービスの導入だけでなく、実証にあたっての関係者説明会や広報活動等の関連作業を含む。）を実施すること。

(3) 後年度以降の運用体制及び費用負担に関するビジネスモデルの構築

本事業にて実装したデジタルサービスについて、公費のみに依存しない形で継続的な運用を可能とするための運用体制や費用負担について検討し、ビジネスモデルを構築すること。運用期間は令和 9 年 4 月から 3 年間以上とすること。

(4) プロジェクト成果の報告

事業の内容及び成果を記載した報告書を作成すること。その際、事業概念図（事業の全体像が1枚で説明されるもの）を添付すること。また、市の求めがあった場合において、他の市内事業者及び団体への成果報告会にて説明を行うこと。

(5) K P I の達成状況の報告（実施期間終了後3年間）

実施期間終了後3年間、あらかじめ設定したK P I の達成状況の確認に協力すること。報告時期は各年度末とするが、具体的な提出期限は市から別途連絡する。

なお、設定したK P I の達成状況により、本委託費の返還を求めることは想定していないが、設定したK P I を達成できるよう努めること。

② 留意点

- (1) 別紙1「本市が優先的に取り組むべきテーマ及び課題」に示すいずれかのテーマ及び課題の解決に資する提案内容であること。ただし、本市又は市内事業者もしくは団体が既に取り組んでいる、又は今年度予算化されている事業（高齢者向けICT端末貸与事業やデマンドバスのロケーションシステム等）は対象外とする。
- (2) 国又は県その他公共団体からの補助金を受けている事業は対象外とする。
- (3) 企画提案書提出時において、予定される連携先の市内事業者又は団体から内諾を得ておくこと。
- (4) デジタル技術を活用することで、現在の課題がどの程度解決の方向に向かうか、データやアンケート等、客観的な指標を用いて分析及び実証すること。
- (5) 本事業終了後も、課題解決につながる取組が継続できるよう、後年度における体制や費用負担を見据えた内容とすること。
- (6) 他の市内事業者又は団体への横展開が可能であり、将来的に市内事業者等の業務効率化または付加価値向上につながる可能性を示す内容とすること。
- (7) 高額な新規システムの構築は避け、安価でユーザビリティの高い既存システムやデジタルサービスの有効活用を図ること。

4. 成果品

本業務における成果品は以下のとおりとする。

① プロジェクト実施計画書

市との協議終了後、速やかに電子データで提出すること。

② プロジェクト成果報告書

令和9年3月31日までに電子データで提出すること。

5. その他

- ① 受託者は、業務上知り得た内容について発注者の承認を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。また、本業務の遂行中に作成した資料を発注者の許可なく本業務以外に使用してはならない。なお、契約の解除後及び本業務終了後も同様とする。

- ② 受託者は、本業務について原則再委託を行なわないものとする。ただし、本業務の主たる部分以外の業務について事前に発注者の承認を得る場合はこの限りでない。
- ③ 本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なくこれを使用し、又は流用してはならない。
- ④ 本業務の実施に際して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）のほか、関係法令等を遵守すること。
- ⑤ この仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議の上決定するものとする。
- ⑥ 受託者又はデジタルサービス運営事業者の責により、実施期間終了後 3 年間のサービス継続が不可能となった場合において、受託者に対し本委託費の返還を求めることがある。詳細については、本市との協議の上で決定するものとする。